議第７０号

令　和　元　年　度

一　般　会　計　補　正　予　算　書

（　第　３　号　）

橿　原　市

令和元年度橿原市一般会計補正予算（第３号）

令和元年度橿原市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３８，７２２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４３，０３５，４３８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 国庫支出金		千円 6,923,425	千円 35,451	千円 6,958,876
	1 国庫負担金	5,024,269	24,736	5,049,005
	2 国庫補助金	1,868,798	10,715	1,879,513
15 県支出金		2,911,628	6,351	2,917,979
	1 県負担金	1,652,450	2,364	1,654,814
	2 県補助金	992,356	3,987	996,343
17 寄附金		21,050	1,000	22,050
	1 寄附金	21,050	1,000	22,050
19 繰越金		146,606	94,720	241,326
	1 繰越金	146,606	94,720	241,326
21 市債		2,678,500	1,200	2,679,700
	1 市債	2,678,500	1,200	2,679,700
歳　入　合　計		42,896,716	138,722	43,035,438

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		362,409	310	362,719
	1 議会費	362,409	310	362,719
2 総務費		5,452,095	57,267	5,509,362
	1 総務管理費	4,475,725	57,267	4,532,992
3 民生費		18,129,638	54,314	18,183,952
	2 児童福祉費	6,650,981	49,001	6,699,982
	3 生活保護費	2,700,847	5,313	2,706,160
4 衛生費		3,785,864	△3,407	3,782,457
	1 保健衛生費	1,344,575	△3,407	1,341,168
5 労働費		52,668	2,800	55,468
	1 労働諸費	52,668	2,800	55,468
6 農業費		248,011	5,000	253,011
	1 農業費	248,011	5,000	253,011
7 商工費		1,323,326	12,000	1,335,326
	1 商工費	1,323,326	12,000	1,335,326
8 土木費		4,341,488	△16,640	4,324,848
	1 土木管理費	269,013	△17,640	251,373
	4 都市計画費	2,203,080	1,000	2,204,080
10 教育費		4,001,207	27,078	4,028,285

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	608,723	13,000	621,723
	2 小学校費	606,119	2,016	608,135
	3 中学校費	511,460	5,114	516,574
	5 社会教育費	1,200,413	6,948	1,207,361
歳　出　合　計		42,896,716	138,722	43,035,438

第２表　債務負担行為補正

（追加）

事　　　項	期　　間	限　度　額
		千円
スポーツ施設活用整備基本構想策定事業	令和２年度	27,500
東京２０２０オリンピック聖火リレー事業	令和２年度	3,578
観光センター指定管理事業	令和２年度から 令和４年度まで	154,083
橿原運動公園指定管理事業	令和２年度から 令和３年度まで	89,800

第３表　地方債補正

（変更）

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保存整備事業	千円 19,000	普通貸借 又は 証券発行	５．０％ 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保存整備事業	千円 20,200	普通貸借 又は 証券発行	５．０％ 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。